旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年７月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①ティー・アンドワイ有限会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－463号　④ティー・アンドワイ有限会社　佐久市新子田84番地24　取締役　中山徹　⑤本社営業所　佐久市新子田84番地24　⑥平成16年７月12日　⑦平成28年５月19日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①徳之島総合陸運株式会社　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３－199号　④徳之島総合陸運株式会社　大島郡徳之島町亀津7497番地　代表取締役　牧耕三　⑤本社営業所　大島郡徳之島町亀津7497番地　⑥平成15年10月20日　⑦平成28年５月11日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①株式会社エスケーシーツーリスト　②第２種旅行業　③福島県知事登録旅行業第２－178号　④株式会社エスケーシーツーリスト　喜多方市塩川町字東栄町六丁目２番地17　代表取締役　小林次郎　⑤本社営業所　喜多方市塩川町字東栄町六丁目２番地17　⑥平成３年６月19日　⑦平成28年６月８日　福島県知事登録旅行業第３－178号　⑧160万円　⑨1100万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社Ｇｒｏｏｄ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6780号　④株式会社Ｇｒｏｏｄ　東京都渋谷区桜丘町９番16号　代表取締役　原口悠哉　⑤旅行事業部営業所　東京都新宿区水道町３番14号　⑥平成26年４月24日　⑦平成28年４月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ジール　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6724号　④株式会社ジール　東京都港区赤坂二丁目23番１号アークヒルズフロントタワーＲＯＰ803　代表取締役　田中彰人　⑤本社　東京都港区赤坂二丁目23番１号　⑥平成25年11月７日　⑦平成28年５月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ツアーズ・ブロッサム　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3700号　④株式会社ツアーズ・ブロッサム　東京都中野区本町四丁目38番25号　代表取締役　須田高史　⑤本社営業所　東京都中野区本町四丁目38番25号　⑥平成５年８月９日　⑦平成28年４月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン（旧社名：株式会社ＪＴＢコーポレートソリューションズ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5909号　④株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン　東京都港区芝三丁目23番１号　代表取締役　細野顕宏　⑤本社営業所　東京都港区芝三丁目23番１号　⑥平成19年４月25日　⑦平成28年５月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①西東京観光株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1372号　④西東京観光株式会社　東京都調布市国領町一丁目40番地の８　代表取締役　前川美由貴　⑤本社営業所　東京都調布市国領町一丁目40番地の８　⑥昭和62年12月２日　⑦平成28年５月19日　東京都知事登録旅行業第３－7164号　⑧1340万円　⑨7000万円

以上５件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年７月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ミサワホーム東京株式会社　②国土交通大臣(13)1064　③代表取締役　下村秀樹　④東京都杉並区高井戸東二丁目４番５号　⑤8500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　ミサワホーム株式会社　代表取締役　竹中宣雄

①株式会社トラストルーム　②東京都知事(1)94456　③代表取締役　大庭拓　④東京都新宿区西新宿七丁目１番11号共栄ビル６階　廃止した従たる事務所　東京都豊島区西池袋一丁目32番８号青木ビル８階　⑤500万　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿七丁目１番11号共栄ビル６階　株式会社トラストルーム　代表取締役　大庭拓

①ダイナ有限会社　②神奈川県知事(3)第23958号　③代表取締役　野村泰弘　④神奈川県相模原市南区旭町６番18号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市南区旭町６番18号　ダイナ有限会社　代表取締役　野村泰弘